○厚生労働省告示第百三十六号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成十二年厚生省告示第百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二条第二号ロ中「二百四十万四千円」を「二百三十八万七千円」に改める。

第四条第三号イの表中

「一万七千五百円	二万二千六百円	三万三千三百円	三万九千九百円	五
二万九千円	三万七千五百円	五万二千三百円	六万千三百円	七

を

「一万七千三百円	二万二千三百円	三万二千八百円	三万九	
二万八千六百円	三万七千円	五万千六百円	六万四	

」

に改め、同号ロの表中

「五千七百円	七千七百		
九千二百円	一万二千		

を

「五千六百円	七千六百円		
九千百円	一万二千円		

」

千三百円	四万九千八百円	七千三百円		
百円	七万五千九百円	一万四百円		

」

に改める。

円	一万千六百円	一万四千円	一万七千七百円	
二百円	一万七千百円	二万三百円	二万五千八百円	

」

を

一万千四百円	一万三千八百円	一万七千五百円	
一万六千九百円	二万円	二万五千四百円	

」

に改める。

第十条第三号中「十九万九千円」を「十一十万千円」に、「十五万九千二百円」を「十六万八百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万七千五百円」を「十三万四千二百円」に改める。

○厚生労働省告示第百三十七号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成十六年厚生労働省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二条第一号ニ(1)及び第二号ロ中「二百四十万四千円」を「二百三十八万七千円」に改める。

第四条第三号の表中

「一万七千五百円	二万二千六百円	三万三千三百円	三万九千九百円	五万	
二万九千円	三万七千五百円	五万二千三百円	六万千三百円	七万	

を

「一万七千三百円	二万二千三百円	三万二千八百円	三万九千	
二万八千六百円	三万七千円	五万千六百円	六万四百	

」

に改める。

五百円	七千四百円	
七千円	一万五百円	

を

「一万七千五百円	二万二千六百円	三万三千三百円	三万九千九百円	五万
二万九千円	三万七千五百円	五万二千三百円	六万千三百円	七万

」

三百円	四万九千八百円	七千三百円		
円	七万五千九百円	一万四百円		

に改める。

第七条第三号中「十九万九千円」を「十五万九千二百円」に、「十五万九千二百円」を「十六万八百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万七千五百円」を「十三万四千二百円」に改める。

○厚生労働省告示第百三十八号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表の第1章第1節の注4中「超える」を「超え1年180日以内の」に改め、「310点）を減算」の下に「し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年180日を超える期間にあっては、1日につき所定点数から1,400点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行ってから180日を経過していない場合又は当該申立てについて法第51条第1項第1号の決定がなされた場合は、900点）を減算」を加える。

別表の第1章第1節の注5中「第3章」を「第4章」に、「（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

別表の第1章第2節の注3中「第3章」を「第4章」に、「指導管理等」を「医学管理等」に、「及び第12部放射線治療」を「、第12部放射線治療及び13部病理診断」に改める。

別表の第1章第2節の注5の次に次のように加える。

注6　法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定後に通院対象者に対して円滑に通院対象者通院医学管理を行うため、当該通院対象者に係る法第38条（第53条において準用する場合を含む。）による生活環境の調査又は法第101条による生活環境の調整を担当する保護観察所と調整の上、あらかじめ当該決定前に、当該対象者が入院している法第34条第1項の入院に係る医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通院医学管理の開始に必要な調整を実施した場合、前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限り、所定点数に通院医学管理事前調整加算として600点を加算する。ただし、当該通院対象者が入院していた鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関が引き続き、指定通院医療機関として通院対象者通院医学管理を行う場合は加算することができない。

注7　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「令」という。）第12条の会議（以下「ケア会議」という。）に通院対象者通院医学管理を行う指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇の実施に資するよう、精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整のため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療等の情報提供を行った場合、ケア会議の開催の都度、所定点数に通院医学管理情報提供加算として450点を加算する。

別表の第2章通則の3のロを次のように改める。

ロ　イ以外の場合

(1)　30分以上の場合　400点

(2)　30分未満の場合　330点

別表の第2章通則の12の注2中「（平成18年厚生労働省告示第95号）」を「（平成20年厚生労働省告示第60号）」に改め、同12を同13とする。

別表の第2章通則中11を12とする。